

○総務省令第七十五号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第三十八条の三十三第一項の規定に基づき、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十月十二日

総務大臣 鈴木 淳司

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
(特定無線設備等)		(特定無線設備等)	
第二条 「略」		第二条 「同上」	
2 法第三十八条の三十三第一項の特別特定無線設備は、次のとおりとする。		2 「同上」	
「一 略」		「一 同上」	
二 前号に掲げる特定無線設備と同一の筐体に収められている前項第八号（設備規則第四十九条の十四第七号及び第十二号に規定する無線局に限る。）、第十九号、第十九号の二、第十九号の三、第十九号の四、第二十八号の二の三、第四十七号の三、第四十七号の四、第七十五号、第七十九号及び第八十号に掲げる特定無線設備		二 前号に掲げる特定無線設備と同一の筐体に収められている前項第八号（設備規則第四十九条の十四第七号及び第十二号に規定する無線局に限る。）、第十九号、第十九号の二、第十九号の三、第十九号の四、第四十七号の三、第四十七号の四、第七十五号、第七十九号及び第八十号に掲げる特定無線設備	
備考 表中の「」の記載は注記である。			

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省告示第三百五十四号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）第三十条の二第二項第六号の規定に基づき、平成十五年総務省告示第三百四十四号（外国の無線局等の無線設備が電波法第三章に定める技術基準に相当する技術基準に適合する事実を定める件）の一部を次のように改正する。

令和五年十月十二日

総務大臣 鈴木 淳司

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		改正前
一 次の各号に掲げる無線設備の規格に係る特定無線局（法第二十七条の二第一号に掲げる無線局に係るものに限る。以下同じ。）の包括免許人が法第百三条の六第一項の規定に基づき本邦内において運用しようとする外国の無線局の無線設備が当該各号に定める技術基準に相当する技術基準に適合するとの事実は、当該無線設備に次の表示が付されているものであることとする。 1 施行規則第十五条の三第五号(4)に掲げる規格 設備規則第四十九条の二十三第二号に規定する技術基準 2 施行規則第十五条の三第五号(5)に掲げる規格 設備規則第四十九条の二十三の二に規定する技術基準 3 施行規則第十五条の三第五号(6)に掲げる規格 設備規則第四十九条の二十三の三第一号に規定する技術基準 4 施行規則第十五条の三第五号(4)に掲げる規格 設備規則第四十九条の二十四第四項に規定する技術基準 5 施行規則第十五条の三第五号(5)に掲げる規格 設備規則第四十九条の二十四第五項に規定する技術基準 〔（表示）略〕 〔一・三 略〕		一 〔同上〕 1 施行規則第十五条の三第五号(4)に掲げる規格 設備規則第四十九条の二十三第二号の技術基準 2 施行規則第十五条の三第五号(5)に掲げる規格 設備規則第四十九条の二十三の二の技術基準 〔新設〕 3 施行規則第十五条の三第五号(4)に掲げる規格 設備規則第四十九条の二十四第四項の技術基準 4 施行規則第十五条の三第五号(5)に掲げる規格 設備規則第四十九条の二十四第五項の技術基準 〔（表示）同上〕 〔一・三 同上〕
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。		

○総務省訓令第43号
電波法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和5年10月12日

総務大臣 鈴木 淳司

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令
電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）の一部を次のように改正する。

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
別紙2（第5条関係）無線局の目的別審査基準 〔第1・第2 略〕 第3 衛星関係 1 システム別審査基準 〔(1)～(8) 略〕 (9) 非静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局で、1610.0MHz から 1618.75MHz までの周波数の電波を使用するもの 〔ア～エ 略〕 オ 工事設計等 (7) 周波数 複信方式の無線設備のうち符号分割多元接続方式を用いるものについては1610.73MHz から 1618.11MHz までの1.23MHz 間隔の7波、シングルキャリア周波数分割多元接続方式を用いるものについては1610.2MHz から 1618.6MHz までの100kHz 間隔の85波であること。 単向通信方式の無線設備については、1611.25MHz から 1616.25MHz までの2.5MHz 間隔の3波であること。 (i) 占有周波数帯幅の許容値 原則として、複信方式の無線設備のうち符号分割多元接続方式を用いるものについては1.28MHz、シングルキャリア周波数分割多元接続方式を用いるものについては300kHz、単向通信方式の無線設備については2.5MHz であること。 〔(7) 略〕 〔(10)～(18) 略〕 〔2・3 略〕	別紙2（第5条関係）無線局の目的別審査基準 〔第1・第2 同左〕 第3 衛星関係 1 システム別審査基準 〔(1)～(8) 同左〕 (9) 〔同左〕 〔ア～エ 同左〕 オ 工事設計等 (7) 周波数 複信方式の無線設備については、1610.73MHz から 1618.11MHz までの1.23MHz 間隔の7波であること。 単向通信方式の無線設備については、1611.25MHz から 1616.25MHz の2.5MHz 間隔の3波であること。 (i) 占有周波数帯幅の許容値 原則として、複信方式の無線設備については1.48MHz、単向通信方式の無線設備については2.5MHz であること。 〔(7) 同左〕 〔(10)～(18) 同左〕 〔2・3 同左〕

附 則

この訓令は、令和 5 年 10 月 12 日から施行する。